

令和7年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（大気）仕様書

1 目的

令和7年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（大気）（以下「本業務」という。）は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第26条第1項の規定により、京都府の区域に係る大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視を行い、ダイオキシン類による大気の汚染状況を把握することを目的とする。

2 本業務の内容

(1) 測定項目

測定項目は、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルとする。

(2) 調査の種類、測定地点、測定内容及び測定回数

別表1のとおり

(3) 測定方法等

ア 環境省の「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月改訂版）」に準拠すること。

イ 精度管理のため、別表1に記載のとおり二重測定及びトラベルブランク測定を実施すること。

(4) その他の項目の測定

測定ごとに、当該測定地点において、浮遊粉じん濃度及び気象条件を次のように測定すること。

ア 浮遊粉じん濃度

日本薬学会の衛生試験法に定めるハイボリュームエアサンプラー法（捕集用ろ紙としてガラス繊維ろ紙又は石英繊維ろ紙を用いること。）の重量測定法によること。

イ 気象条件

(ア) 温度及び湿度

一週間の間、連続測定すること。

(イ) 風向及び風速

京都府の提供データを結果報告書にまとめること。

(5) その他

ア 受託者は、測定実施前に、すべての測定地点において、本件委託業務に係る測定が実施可能か京都府の立ち会いの下に確認すること。

イ 試料採取予定日は、京都府が施設管理者及び受託者と調整の上決定するので、受託者は、当該調整に協力すること。

ウ 受託者は、天候等の影響でイの試料採取予定日に採取が実施できないと

- きは、京都府の行う代替日の決定に係る調整に協力すること。
- エ 受託者は、京都府が他の調査と併せて試料採取を実施することがあることを承知すること。
- オ 受託者は、京都府の立ち会いの下で、試料採取を実施すること。
- カ 測定地点における電源の確保は京都府において行う。

3 精度管理に関する要求事項

(1) 精度管理の実行

ダイオキシン類の環境測定における的確な精度管理を行うため、環境省の「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月31日改訂版）」（以下「指針」という。）に定められた事項を実施すること。

(2) 品質保証・品質管理計画書及び品質保証・品質管理結果報告書の提出

- ア 指針の第1部第3章1の品質保証・品質管理計画書を受注後初めての測定までに提出すること。
- イ 同章2の品質保証・品質管理結果報告書をすべての測定の終了後速やかに提出すること。

(3) 精度管理に関する資料の提出

- 別表2に掲げる資料を(2)アと同時期に提出すること。
- また、受託者は、前記提出資料について、京都府が説明を求めるときは、責任を持って対応すること。

(4) 査察

委託期間中、立入による査察を行うことがあるので、受託者は、仮にその実施が複数回に及ぶときも、これを受け入れること。

(5) 再測定

異常値等が発生した場合は、京都府と協議の上、再測定の実施を検討すること。ただし、当該異常値等の原因が受託者のかしに基づく場合は、受託者は、当然に再測定を実施しなければならない。

(6) 試験所間比較試験結果の提出

ダイオキシン類に係る試験所間比較試験に受託者が参加したときは、京都府にも、当該比較試験の報告の写しを提出すること。

4 本業務の成果品

- (1) 測定結果報告書（府が用意する、「ダイオキシン類環境測定結果報告システム」（環境省報告様式）へのデータ入力結果を含む。） 2部
- (2) 測定状況の写真集 2部
- (3) (1)及び(2)の電子データを記録した媒体（CD-R又はDVD-R）2部。ただし、当該媒体に記録する電子データは、Microsoft-Office2019又は当該アプリケーションと互換性を持つアプリケーションで作成すること。

ただし、クロマトグラムの提出は、電子データを記録した媒体のみとすること。

5 本業務の実施期間

委託契約の締結日から令和8年3月11日までの間に実施すること。

6 本業務の進捗状況に関する報告等

京都府は、必要に応じ、本業務の進捗状況についての報告を求め、当該報告に基づき指示をすることがある。ただし、受託者は、受託後60日を経過する日を目途に、本業務の進捗状況の報告をすること。

7 その他

分析等、本業務の関連に伴い発生する廃棄物については、関係法令に基づき適正に処分すること。

別表 1 調査の種類、測定地点、測定内容及び測定回数

番号	測定地点	測定時期	測定内容				備考
			試料	トラベル blank	二重測定	風向風速	
1	宇治測定局 (宇治市)	春	1	1	—	—	一般環境 調 査
		夏	1	—	—	—	
		秋	1	—	1	—	
		冬	1	1	—	—	
2	久御山測定局 (久御山町)	春	1	—	1	—	
		夏	1	1	—	—	
		秋	1	—	—	—	
		冬	1	—	1	—	
3	福知山測定局 (福知山市)	春	1	—	—	—	
		夏	1	—	1	—	
		秋	1	1	—	—	
		冬	1	—	—	—	

別表2 精度管理に関する資料 (3の(3)関係)

項 目	提出を求める資料
1. 品質管理システムの運営状況	
① 内部監査の実施状況	・直近に実施された指針第1部第1章3の内部監査報告書（これを踏まえた対応がある場合にはその概要を記述した資料を含む。）
② 教育、訓練の実施状況	・指針第1部第1章4に定める報告書等により作成した教育、訓練に係る取組の概要を記述した資料
③ 標準作業手順書	・指針第1部第2章1の標準作業手順書
2. 施設及び試薬等に関する事項	
① 施設の管理状況	・施設の管理状況の概要を記述した資料
② 試薬、標準物質（溶液）の管理状況	・使用する試薬、標準物質（溶液）の管理状況の概要を記述した資料
3. 受託業務の実施体制等	
① 受託業務の実施体制	・受託業務の実施体制について記述した資料
② 受託業務の進捗状況及び進行管理の実施方法	・受託業務の進捗状況及びその進行管理について概要を記述した資料
③ 品質管理者による品質管理の実施	・受託業務に係る品質管理者による品質管理の状況又は今後の実施予定について概要を記述した資料
4. 受託業務の試料採取に関する事項	
① 装置・器具の管理状況	・装置・器具の管理状況の概要を記述した資料
② 試料採取の実施状況	・指針第2部第2章2の記録を踏まえて作成した試料採取の実施状況の概要を記述した資料
③ 不適切な操作の発生状況	・不適切な操作の発生が確認され、その是正措置が講じられている場合に、その状況を記述した資料
5. 受託業務の試料の前処理に関する事項	
① 装置・器具の管理状況	・装置・器具の管理状況の概要を記述した資料
② 試料の受入検査の実施状況	・指針第2部第3章2（1）の記録を踏まえて作成した試料の受入検査の実施状況の概要を記述した資料
③ 試料の保存・管理の実施状況	・指針第2部第3章2（2）の記録を踏まえて作成した試料の保存・管理の実施状況の概要を記述した資料
④ 試料の前処理の実施状況	・指針第2部第3章2（3）の記録を踏まえて作成した試料の前処理の実施状況の概要を記述した資料
⑤ 不適切な操作の発生状況	・不適切な操作の発生が確認され、その是正措置が講じられている場合に、その状況を記述した資料
6. 受託業務のGC・MS による測定に関する事項	
① 測定の実施状況	・指針第2部第4章5のインジェクションリスト（試料名、日付・時刻が把握できるもの） ・指針第2部第4章3（2）の記録を踏まえて作成される分解能の確認用資料 ・指針第2部第4章3（3）の記録を踏まえて作成されるピーク分離度及び絶対感度の確認用資料 ・指針第2部第4章4の操作により得られた検量線 ・指針第2部第4章6の記録を踏まえて作成される感度変動の確認用資料 ・指針第2部第4章7の記録を踏まえて作成されるロックマスチャンネル変動の確認用資料 ・指針第2部第5章2の記録を踏まえて作成されるサンプリングスパイク回収率及びクリーンアップスパイク回収率の確認用資料 ・指針第2部第5章3～6の記録を踏まえて作成される操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定実施結果
② 不適切な操作の発生状況	・不適切な操作の発生が確認され、その是正措置が講じられている場合に、その状況を記述した資料
7. あらかじめ甲の承諾を得て再委託を行っている場合の再委託先に対する精度管理の実施状況	・あらかじめ甲の承諾を得て再委託を行っている場合の再委託先に対する精度管理の実施状況の概要について記述した資料